

家計簿記入期間の短縮について

家計簿への記入期間については、これまで二人以上の世帯は3か月間の調査期間としていたところ、次回調査においては、第1回分科会において提示した通り、記入負担軽減の観点から2か月間へと短縮を検討しているところ。

1. 本分科会等におけるこれまでの主な議論

(平成26年調査実施後の地方意見)

- ・3か月間という期間家計簿をつけるのは長い。若い世帯からは忙しくて時間がないと言われ、高齢者からはつけるのが無理と言われる。
- ・遠くに住む家族に定期的に代筆を依頼しているという高齢者世帯もあり、3か月という期間は世帯への負担が大きい。
- ・単身世帯が2か月でいいのなら、二人以上の世帯も2か月でいいのではないか。
- ・記入者の負担が軽減されるよう、記入する側の立場に立って調査内容の検討をしていただきたい。

(調査期間見直しに際しての行政機関意見)

- ・消費支出の分析のためには安定的な時系列データが必要であるため、現行通り3か月間で調査を実施してほしい。

(平成31年全国消費実態調査分科会での意見(第1回、第2回))

- ・変更によって生じる標準誤差率の上昇をどこまで許容するかが論点。全国結果ではわずかな上昇であっても、都道府県別に見ると高い県もある。
- ・調査内容などを変更する際の影響として、標準誤差率だけで判断するのではなく、非標本誤差を見ることも重要。
- ・家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮することが、本当に世帯、調査員、地方自治体の負担軽減に繋がるのか。記入期間が2か月になったときに調査を受けてくれる世帯が増えるかがポイント。一方、調査を引受けた世帯が途中で脱落する率はそこまで高くなく、記入期間の長さはあまり影響していないのではないか。
- ・調査期間を3か月から2か月に短縮した場合、年金や児童手当のような季節性が強い項目が結果にどのような影響を与えるか注意したほうがよい。

といった意見が出ており、①結果への影響及び②世帯等の負担軽減が議論になっている。

2. 家計簿の記入期間を変更した場合の標準誤差率の試算（第二回分科会資料より）

試算の前提：家計調査・単身モニター調査を含む集計、調査期間2か月

○全国・総世帯の消費支出

標準誤差率 0.4%（平成26年推計）→ 0.4%（平成31年見込み）

○全国・二人以上の世帯の消費支出

標準誤差率 0.4%（平成26年） → 0.5%（平成31年見込み）

○全国・単身世帯の消費支出

標準誤差率 1.5%（平成26年） → 1.0%（平成31年見込み）

○都道府県別・総世帯の消費支出（最小標本規模）

標準誤差率 3.0%（平成26年推計）→ 2.9%（平成31年見込み）

○都道府県別・二人以上の世帯の消費支出（最小標本規模）

標準誤差率 2.7%（平成26年推計）→ 3.2%（平成31年見込み）

○全国・総世帯の貯蓄現在高

標準誤差率 1.3%（平成26年推計）→ 0.9%（平成31年見込み）

○都道府県別・総世帯の貯蓄現在高（最小標本規模）

標準誤差率 7.4%（平成26年推計）→ 5.0%（平成31年見込み）

○全国・総世帯の負債現在高

標準誤差率 2.1%（平成26年推計）→ 1.5%（平成31年見込み）

○都道府県別・総世帯の負債現在高（最小標本規模）

標準誤差率 11.7%（平成26年推計）→ 8.7%（平成31年見込み）

上記のとおり、単身世帯のサンプルサイズ拡大に伴い、総世帯の消費支出の標準誤差率は全国でも都道府県別でもほぼ横ばいとなっており、二人以上の世帯については最小標本規模の都道府県において2.7%から3.2%への上昇となっている。

一方で、ロング・ショートフォーム方式の導入により、貯蓄の標準誤差率は最小標本規模の都道府県で7.4%から5.0%への低下、同じく負債は11.7%から8.7%への低下となっている。

3. 世帯等の負担軽減

(世帯の記入負担)

当初抽出世帯の回答率は、年々下がる傾向にあり、平成 26 年調査では、二人以上の世帯で約 70%、単身世帯で約 64%となっている。また、平成 26 年調査では、9 月家計簿の提出がある世帯のうち、1 か月で脱落した世帯は 2.5%、2 か月で脱落した世帯は 1.3% (脱落した世帯には、転居等で調査が継続できなかった世帯を含む。) となっている。

家計調査 (二人以上の世帯) の家計簿への記入本数を見ると、平成 29 年 9～11 月の 3 か月間の合計では、食料 635.0 本、食料以外 154.4 本となっている。

家計簿の記入本数 (家計調査：二人以上の世帯)

家計簿記入本数	平成 29 年 9～11 月計	9～10 月計
食料	635.0	426.1
食料以外	154.4	101.5

全国消費実態調査担当において、試しに家計簿の記入時間を計測したところ、品名記入時の記入時間は 1 本当たり 10 秒、食料をカテゴリー選択した場合の記入時間は 1 本当たり 6 秒であった。

正確な時間は試験調査の結果を待つ必要があるものの、仮に上記の記入時間を基に計算すると、

- ・ 3 か月調査・食料記入従来通り：10 秒×(635.0+154.4)=131.6 分
- ・ 2 か月調査・食料記入従来通り：10 秒×(426.1+101.5)=87.9 分
- ・ 3 か月調査・食料記入の簡素化：6 秒×635.0+10 秒×154.4=89.2 分
- ・ 2 か月調査・食料記入の簡素化：6 秒×426.1+10 秒×101.5=59.5 分

となり、記入期間の短縮と食料分類の大括り化を組み合わせると従来の半分程度の記入負担となる。

(調査員・市区町村等の事務負担)

平成 26 年調査後の地方公共団体からの意見として、

- ・ 市町村は慢性的に人手不足である。
- ・ 調査活動期間が他の周期調査と重複し、すべての調査を担当することになる市区町村担当者はもちろん、調査員も他の調査の調査員を兼ねている者が大半であったため、本調査の調査活動や審査に十分な時間をかけることができていなかった。

といった声が寄せられており、事務量を縮減するとともに、他の統計調査等との兼ね合いから、調査員や市区町村の職員が全国消費実態調査に従事する期間の短縮が求められている。

4. まとめ

①結果への影響

家計簿の記入期間を短縮したとしても、単身世帯の標本規模を拡大することにより、消費支出の標準誤差率について、総世帯では維持、単身世帯では低下することとなる。

二人以上の世帯の消費支出の標準誤差率は、わずかに上昇するものの、消費支出の標準誤差率は、貯蓄や負債に比べ依然として小さい。

ただし、記入負担の軽減による当初抽出世帯の回答率の向上が見込まれ、これが結果にも影響する可能性がある。

②世帯等の負担軽減

当初抽出世帯の回答率向上や脱落を防止するためには、世帯の負担軽減が肝要であり、また、調査の円滑な実施のためには、調査員や市区町村等の事務量の縮減と調査に従事する期間の短縮が肝要である。

家計簿の記入期間の短縮と食料分類の大括り化の実施により、従来の半分程度の記入時間となることから、世帯の記入負担軽減につながるとともに、調査員や市区町村等の事務負担の軽減や調査の従事期間の短縮に繋がる。

③その他

- ・集計事務・オンラインシステム運用経費減
- ・二人以上の世帯の記入期間と単身世帯の記入期間の一致（総世帯の数値の意味合いが明確化）
- ・消費支出の変動係数は小さく、資産の変動係数は大きいため、家計簿の記入期間短縮によるリソースを用い、ロング・ショートフォームを実施することにより、効率的な調査設計が可能

5. 結論

当初抽出世帯の回答率の向上が見込まれることにより結果へも影響が出る可能性があるものの、円滑な調査の実施及び当初抽出世帯の回答率の向上による非標本誤差の縮小に重きを置くならば、二人以上の世帯の家計簿の記入期間について、現行の3か月から2か月へ短縮することが現実的な対応ではないかと考えられる。

なお、2か月に短縮する場合には、主要統計表について遡及集計を行うことを検討する。（遡及集計に用いる1か月ごとのデータの保管状況を確認したところ、平成元年調査までの遡及集計は可能な見込み。）

(参考) 家計簿記入期間に関するこれまでの検討状況

<平成 21 年全国消費実態調査研究会での議論>

- ・平成 16 年全国消費実態調査の個票データを用いて、二人以上の世帯における家計簿の記入期間を 3 か月から 2 か月に短縮した場合の結果数値への影響を試算
- ・都道府県別の結果では、調査 1 か月目の標準誤差率が大きいことが判明
- ・この傾向は標本が 6 分の 1 ずつ均等に入れ替わる家計調査には認められない。したがって、全国消費実態調査における 9 月の標準誤差の大きさは、調査開始月で調査世帯が家計簿の記入に不慣れなことが要因の一つと考えられる

<消費支出の標準誤差率 (%) >

全国	9 月 : 0.61	10 月 : 0.62	11 月 : 0.56	9 ~ 11 月 (3 か月平均) : 0.47
沖縄県	9 月 : 6.36	10 月 : 4.01	11 月 : 4.17	9 ~ 11 月 (3 か月平均) : 3.92

- ・調査期間を 2 か月に短縮しても、前回並みの結果精度は維持するべきであるため、その場合に必要な標本数を試算すると、54,372 世帯→67,134 世帯(約 2 割増)となる
- ・3 か月を 2 か月にするという検討のきっかけは、調査の負担軽減のためであったが、調査世帯数が増えるとなると、調査員も増やさなければならなくなり、かえって地方の負担が増えることになるため、調査期間の短縮は行わないとの結論に

<平成 26 年全国消費実態調査実施後の地方意見>

- ・遠くに住む家族に定期的に代筆を依頼しているという高齢者世帯もあり、3 か月という期間は世帯への負担が大きい。
- ・3 か月間という期間家計簿をつけるのは長い。若い世帯からは忙しくて時間がないうと言われ、高齢者からはつけるのが無理と言われる。
- ・単身世帯が 2 か月でいいのなら、二人以上の世帯も 2 か月でいいのではないか。
- ・調査期間を 3 か月も設けている点に問題を感じる。1 か月でよい。
- ・記入者の負担が軽減されるよう、記入する側の立場に立って調査内容の検討をしていただきたい。

<平成31年全国消費実態調査 第1回分科会参考資料>

～「家計簿記入期間の短縮」に対する主な意見～

- 家計調査で補完するのであれば、その世帯を増やして、3か月家計簿をつける世帯を極力減らしてはどうか。

9～11月の調査で、春の異動、進学、引っ越し、夏のボーナス、レジャー、冬のボーナス、年末調整などを外すのであれば、2か月または1か月でもいいのではないか。

家計調査では二人以上の世帯が6か月家計簿を付けるが、半月に一度調査員が出向いて点検を行い、また必要に応じて記入に関しての疑問に答えたり、フォローをするなど、目に見えない負担をして調査を支えている。世帯に記入を委ねて、調査員のフォローもないのであれば、3か月は長期すぎるのではないか。（地方公共団体）

注）全国消費実態調査においても、家計簿記入開始月には記入開始から一週間以内に調査員が世帯を訪問し、記入方法について不明な点がないか確認することとしているなど、調査期間中に計7回世帯を訪問し、記入内容の確認等を行っている。

- 消費支出額を分析するにあたっては、長期間にわたり把握されたより安定的なデータに基づき行う必要がある。二人以上の世帯に対する家計簿については現行通り3か月間で調査を実施していただきたい。（厚生労働省）

注）意見照会時には標準誤差率の試算値を提示していない。

- 二人以上世帯の家計簿記入期間を短縮（3か月→2か月）することと季節性の問題解消のための年平均推計値の表章を検討することの整合について、効果と影響に関し慎重に検討してほしい。（内閣府）

<平成31年全国消費実態調査 第1回分科会議事概要>

- ・家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮するなどの調査内容の簡略化については、変更によって生じる標準誤差率の上昇をどこまで許容するかが論点。全国結果ではわずかな上昇であっても、都道府県別に見ると高い県もある。
- ・調査内容などを変更する際の影響として、標準誤差率だけで判断するのではなく、非標本誤差を見ることも重要。家計簿へのレシート貼り付けを認めることや食料の分類の見直しなど世帯の負担軽減に繋がる事項を前向きに検討しても良いのではないか。

- ・家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮することが、本当に世帯、調査員、地方自治体の負担軽減に繋がるのか。記入期間が2か月になったときに調査を受けてくれる世帯が増えるかがポイント。一方、調査を引受けた世帯が途中で脱落する率はそこまで高くなく、記入期間の長さはあまり影響していないのではないか。

<平成31年全国消費実態調査 第2回分科会資料>

●調査世帯数・標準誤差率の見込み（主な項目）

【家計調査・単身モニター調査を含む集計、調査期間2か月】

○全国・総世帯の消費支出

調査世帯数 56352 世帯(平成26年)→ 51705 世帯 (平成31年案)
標準誤差率 0.4%(平成26年推計)→ 0.4% (平成31年見込み)

※単身世帯の標本規模拡大による精度向上と、二人以上の世帯の標本規模縮小・調査期間短縮による精度低下が、概ね相殺する。

※10大費目別では、概ね精度が向上するか横ばいとなる。ただし、「交通・通信」「教育」のみ精度が低下する。

○全国・二人以上の世帯の消費支出

調査世帯数 51656 世帯 (平成26年)→ 42396 世帯 (平成31年案)
標準誤差率 0.4% (平成26年)→ 0.5% (平成31年見込み)

○全国・単身世帯の消費支出

調査世帯数 4696 世帯 (平成26年)→ 9309 世帯 (平成31年案)
標準誤差率 1.5% (平成26年)→ 1.0% (平成31年見込み)

○都道府県別・総世帯の消費支出（最小標本規模）

調査世帯数 780 世帯 (平成26年)→ 777 世帯 (平成31年案)
標準誤差率 3.0% (平成26年推計)→ 2.9% (平成31年見込み)

○都道府県別・二人以上の世帯の消費支出（最小標本規模）

調査世帯数 715 世帯 (平成26年)→ 648 世帯 (平成31年案)
標準誤差率 2.7% (平成26年推計)→ 3.2% (平成31年見込み)

○全国・総世帯の年間収入

調査世帯数 56352 世帯 (平成26年)→ 95493 世帯 (平成31年案)
標準誤差率 0.5% (平成26年推計)→ 0.4% (平成31年見込み)

○都道府県別・総世帯の年間収入（最小標本規模）

調査世帯数	780 世帯（平成 26 年）→	1437 世帯（平成 31 年案）
標準誤差率	3.0%（平成 26 年推計）→	2.1%（平成 31 年見込み）

○全国・総世帯の貯蓄現在高

調査世帯数	56352 世帯（平成 26 年）→	94748 世帯（平成 31 年案）
標準誤差率	1.3%（平成 26 年推計）→	0.9%（平成 31 年見込み）

○都道府県別・総世帯の貯蓄現在高（最小標本規模）

調査世帯数	780 世帯（平成 26 年）→	1428 世帯（平成 31 年案）
標準誤差率	7.4%（平成 26 年推計）→	5.0%（平成 31 年見込み）

○全国・総世帯の負債現在高

調査世帯数	56352 世帯（平成 26 年）→	94748 世帯（平成 31 年案）
標準誤差率	2.1%（平成 26 年推計）→	1.5%（平成 31 年見込み）

○都道府県別・総世帯の負債現在高（最小標本規模）

調査世帯数	780 世帯（平成 26 年）→	1428 世帯（平成 31 年案）
標準誤差率	11.7%（平成 26 年推計）→	8.7%（平成 31 年見込み）

<平成 31 年全国消費実態調査 第 2 回分科会議事概要>

- ・調査期間を 3 か月から 2 か月に短縮した場合、年金や児童手当のような季節性が強い項目が結果にどのような影響を与えるか注意したほうがよい。
- ・標準誤差率の考え方については前回の誤差率を超えない範囲とするとのことだが、標準誤差率を時系列にみると傾向的に誤差率が上がってきている都道府県もあるので、前回の誤差率にこだわらず、優先順位をつけて対応するなどの判断があっても良いのではないか。